

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊組対第3139号

令和6年10月1日

SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用されたFacebook・Instagramのアカウントに関するMeta社への情報提供について（通達）

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害については、令和5年下半期以降被害が急増し、同年中の県内における被害額は6億円を上回り、本年に入ってからも依然として増加傾向にあるなど、極めて憂慮すべき状況にある。

これらの詐欺において、被疑者との当初の接触ツールの約5割をソーシャル・ネットワーキング・サービスのFacebook及びInstagram（以下「Facebook等」という。）が占めているなどFacebook等が悪用されている実態が認められる。この種事犯による被害の更なる拡大を防止するためには、警察が認知した、被疑者が犯行に利用していると認められるアカウント（以下「犯行利用アカウント」という。）について、迅速にFacebook等を運営するMeta Platforms, Inc.（以下「Meta社」という。）に情報提供を行い、Meta社における削除措置を促す必要がある。

このような現状を踏まえ、このたび、警察からMeta社に対して犯行利用アカウントの情報提供（以下「削除依頼」という。）を行うための要領について、Meta社と下記のとおり合意に至った。各位にあっては、要領に則り犯行利用アカウントの積極的な削除依頼を推進するとともに、本件枠組みを適正に活用し対応に誤りのないようにされたい。

記

1 犯行利用アカウントの削除依頼の趣旨

本取組は、警察において、偽広告の掲載やダイレクトメッセージ機能の使用などFacebook等が犯行手段として利用されたSNS型投資・ロマンス詐欺及び特殊詐欺事案（以下「対象事案」という。）を認知した場合に、当該犯行利用アカウントに関連する情報（以下「犯行利用アカウント関連情報」という。）を警察からMeta社に提供し、当該犯行利用アカウントの迅速な削除を依頼するものである。

2 削除の依頼の対象となる犯行利用アカウントについて

Meta社に削除を依頼する犯行利用アカウントについては、対象事案の被疑者が利用していると認められるアカウントとする。

3 警察における対応

(1) 被害申告・相談受理時の対応

各警察署や警察本部（以下「警察署等」という。）において、被害者や相談者（以下「被害者等」という。）から対象事案の被害申告や相談を受けた場合は、同人に、犯行利用アカウント関連情報を警察からMeta社へ提供することについて理解と協力を求めること。

(2) 犯行利用アカウントの削除依頼の手続き

ア 警察署等においては、犯行利用アカウントのURL等別添様式に定められた必要事項を被害者等の端末から確認すること。

イ 警察署等においては、別添様式に必要事項を入力した上、組織犯罪対策課組織犯罪特捜第二係（以下「本部担当所属」という。）に速やかに送付すること。

ウ 本部担当所属においては、各警察署等から送付された別添様式の内容を確認して1日ごとに集約し、翌勤務日の執務時間内に警察庁に送付して報告し、警察庁において、各都道府県警察本部から送付された別添様式の情報を速やかにM e t a 社へ送信し、犯行利用アカウントの削除等について依頼するものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 削除等の措置主体

警察からの削除依頼に基づき、どのような対応を執るか最終的に判断を行うのはM e t a 社である。警察から削除依頼を行った場合であっても、削除措置が執られない場合も想定されるため、削除依頼を行えば、対象となる犯行利用アカウントが確実に削除されるかのような誤解を被害者等に与えないよう、説明の際には注意すること。

(2) 犯行利用アカウントの特定

警察署等においては、犯行利用アカウントの特定に当たっては、犯罪とは関係のないアカウントについて削除依頼をしないよう、被害者等からの聴取内容と客観資料とを突合するなどして適正に判断するほか、別添様式に必要事項を入力する際には複数人で記載内容を確認するなどして誤記等のないよう十分注意すること。

(3) 誤依頼への対応

削除依頼した犯行利用アカウントについて、事後の捜査で犯行利用アカウントではないと判明した場合には、直ちに本部担当所属に報告すること。